

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		株式会社エコデリック				
提案プロジェクト名		廃棄物の脱焼却・再資源化による低炭素システムの構築				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1	試験事業を行う民間事業者に対し、その調査に必要な諸費用を助成する。	東日本大震災のような津波による大規模な災害は近年における経験がないため、事業化に向けた調査事業として必須である。調査に係る経費(交通費、選別作業人件費、工具(チェーンソー等)費、廃棄物の輸送費等)の助成が必要である。			(1)震災瓦礫の1次選別(試験事業)	
2	試験事業を行う民間事業者に対し、その調査に必要な諸費用を助成する。	1同様、事業化に向けた調査事業として必須である。調査に係る経費(試験プラントのレンタル費用、選別・破碎・洗浄・脱水のランニングコスト、再資源化後のサンプル物性分析費用)の助成が必要である。			(2)震災瓦礫の2次選別(試験事業)	
3	事業を行う民間事業者に対し、その調査に必要な諸費用を助成する。	震災瓦礫の選別は選別後の売却益よりも選別コストの方が大幅に上回ることが予想されるため、財政的根拠なしに分別は進展しないものと思われる。1・2の事業により必要な処理コストを算出する。			(3)震災瓦礫の1次選別(本事業)	
4	事業を行う民間事業者に対し、その調査に必要な諸費用を助成する。	震災瓦礫における可燃性資源物は資源化後の売却益よりも選別・破碎・洗浄・脱水・乾燥コストの方が大幅に上回ることが予想されるため、財政的根拠なしに資源化は進展しないものと思われる。1・2の事業により必要な処理コストを算出する。			(4)震災瓦礫の2次選別(本事業)	
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1						
2						
3						
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
			根拠法令等	制度の所管・関係官庁		
1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第5項で規定されている「圧縮」および省令61号第1条の「こん包」を除外する。	参考資料1-2におけるB、C、Dルートを選択した市町村が分別基準適合物を作る工程を省略し、選別特化施設に委託することができるための規制緩和。なお、プラスチック製容器包装については特定事業者が再商品化義務を負い、それ以外の部分については市町村が再商品化義務を負う。	容器包装リサイクル法	環境省・経済産業省	(5)廃プラスチック類の高効率選別事業	
2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第6項で規定されている「分別基準適合物」について、環境省令に定める基準に適合していても、適合していない資源物の比率に従って市町村がその部分を費用負担をすることによって、選別特化施設に直接持ち込むことができるよう規制を緩和する。	参考資料1-2におけるB、C、Dルートを選択した市町村が分別基準適合物を作る工程を省略し、選別特化施設に委託することができるための規制緩和。なお、プラスチック製容器包装については特定事業者が再商品化義務を負い、それ以外の部分については市町村が再商品化義務を負う。	容器包装リサイクル法	環境省・経済産業省	(5)廃プラスチック類の高効率選別事業	
3	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第8項で規定されている「再商品化」に第五号として「分別基準適合物」について、その組成ごとに分離し第一号から第四号に規定する者に譲渡しうる状態にすること」を追加する。	選別特化施設の存在を法律上に位置づけし、現行の再商品化事業者とのジョイントでの入札を可能にする。	容器包装リサイクル法	環境省・経済産業省	(5)廃プラスチック類の高効率選別事業	
4	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する入札において、現行の容器包装リサイクル法が前提となっている入札の枠組み(総合評価制度による入札、単年度契約等)を変更する。	総合評価制度は現行の再商品化事業者を評価するものであり、選別特化施設に当てはまらない項目があるためこれを撤廃する。また、安定したリサイクル原料を供給する目的から単年度契約を廃止し、複数年の長期契約とする(ただし単価の見直しは適宜行う。)	容器包装リサイクル法	環境省・経済産業省	(5)廃プラスチック類の高効率選別事業	

(d) 取組に必要なその他の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1				
2				
3				

(e) 税制のグリーン化					
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1					
2					
3					

② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)				
番号	求める措置の具体的内容※ ¹ (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ ² (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※ ³	その他(特記事項)※ ⁴
1				
2				
3				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。
 ※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。
 ※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。
 ※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。